

保育・教育相談支援で求められる専門性 －近年の子育て（の）支援の現代的課題と政策動向を中心に－

本田 和 隆*

Special quality for which Child-rearing support:
Focusing on contemporary issues and policy trends

Kazutaka Honda

【キーワード】 子育て（の）支援, 3法令改正, 普遍的価値, 知識, 技能

1. はじめに

子育て支援に関わる課題は非常に幅広いテーマとなっている。柏女（山縣・柏女 2016：102）が子育て支援について「家庭以外の私的・公的・社会的機能が支援的に関わること」と定義しているように、保護者からの子育て相談から国レベルの少子化対策まで様々な意味を含んでいる。近年、それと並行して、文部科学省・厚生労働省・内閣府では、新たな「画期的」政策を打ち出し、教育・福祉分野は大きく変わろうとしている。教育分野では、幼稚園から高校までの学習指導要領等を改正（2017年度）、教員免許法改正（2016年11月）に伴い教職課程も見直されることになった。福祉分野では、社会福祉法が改正（2016年10月）、児童福祉法も改正（2016年6月）され、社会福祉法人や「子どもとその養育に対する基本的な考え方」が見直されることになった。そして2017年、幼児教育・保育の実践の指針である『幼稚園教育要領』（以後教育要領という）、『保育所保育指針』（以後保育指針という）、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』（以後教育・保育要領という）が初めて同時改定された。その他には、厚生労働省で進められている「新福祉ビジョン」（2015年9月）、『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」（2016年7月）、内閣府で進められている「一億総活躍プラン」（2016年6月閣議決定）より「全世代対応の専門職養成」が掲げられており、見逃せない動きが次々と出てきている。

本稿では、子育て支援に関わる現代的課題と近年の政策動向の要点を示し、今後求められる

所属および連絡先

* 大阪千代田短期大学

保育・教育相談支援で求められる専門性

保育・教育相談支援の専門性¹⁾について検討したい。「保育・教育相談支援」という用語は、2016年に太田光洋が編集した『保育・教育相談支援』(建帛社)を参考にしている。幼稚園教諭や保育士の養成校における子どもや家庭に対する相談援助活動においては、「保育相談支援」「相談援助」「家庭支援論」などの科目名を用いて、それぞれ開講し、両資格取得をしてきた経緯がある。また、それらの科目で使用されるテキストは、保育士養成科目と幼稚園教諭養成科目を網羅している内容が多い。そのため、本稿では、それらを包括した言葉として「保育・教育相談支援」を用いることとする。

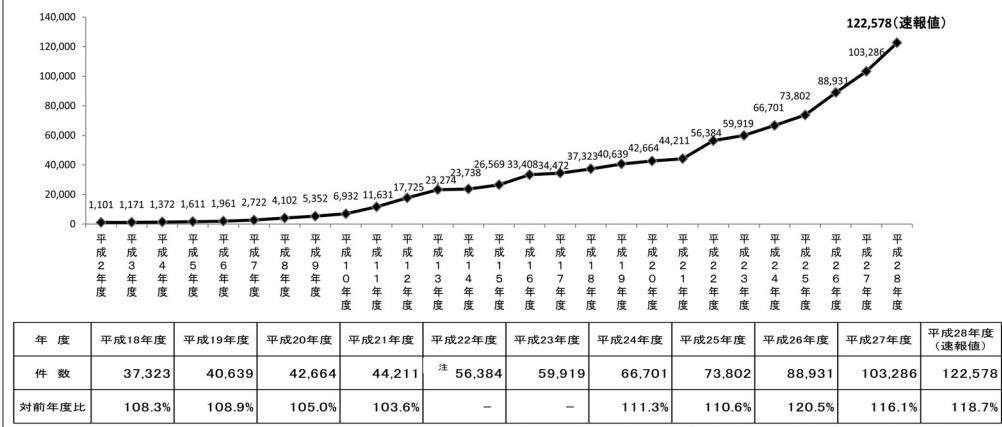
2. 子育て（の）支援の必要性

毎週日曜日の夕方に放映されている「サザエさん」(フジテレビ)は、長年日本のお茶の間の雰囲気を和やかにし、「いつも暖かさと楽しさと、そして平和な家族の代表」のように、「理想的な家族イメージ」を映し出してきた。しかしながら、わが国の児童のいる世帯の8割が核家族であり、専業主婦世帯より共働き世帯の方が上回っている²⁾ことや、ひとり親家庭146.1万世帯の内8割以上が母子家庭となっている現状³⁾を考えると、大人が常に子どものそばに居て見守れるような「理想的な家族イメージ」からは程遠い状況となっている。頼りたい祖父母もいなければ頼れる友人・知人もいない家庭が多い。本稿では、保育・教育相談支援に関わる現代的課題を提示し、子育て支援が必要になってきた背景について示したい。

（1）児童虐待の現状と課題

子育て支援に関わる課題として最も象徴的に取り上げられるのは児童虐待問題であろう。厚

表1 平成28年度児童相談所虐待相談処理件数（速報値）



出典：平成29年8月17日付厚生労働省発表資料

本田和隆

生労働省が発表している2016（平成28）年度児童虐待相談対応件数（速報値）は、過去最多の12万2578件、死亡事例は52名（平成28年度）であった。虐待の種類別にみると、心理的虐待63,187件（51.5%）、身体的虐待31,927件（26%）、ネグレクト25,842件（21.1%）、性的虐待1622（1.3%）の順となっている。2015（平成27）年度からの相談対応件数が増加している理由は、心理的虐待の定義が見直され「面前DV」について警察からの通告が増加していることや、児童相談所全国共通ダイヤル（189）の広報やマスコミ報道などによる社会的関心が高まったことがあげられている。虐待者の内訳では、「実の母親」が最も多い数値（2014年度同報告）となっていることから、子育ての母親に対する負担が多いことがわかる。児童虐待が発生する背景には様々な原因が考えられるが、加藤は虐待のリスクについて、①望まない妊娠により愛着が持てない・協力体制を築けない、②父親の不在や孤立、③経済的困難や養育資源を欠いていること、④未熟児や慢性疾患・障害、⑤世代代間伝達、⑥アルコール依存症や薬物依存の6つの要素をあげている（伊達・辰己・加藤ほか2014：153）。こういった虐待のリスクは、子育て支援の課題に直結しており、当然ながら保育者として対応が迫られることである。

（2）子どもの貧困現状と課題

日本は「一億総中流社会」と言わされてきたが、最近児童家庭福祉分野で指摘されているのが「子どもの貧困問題」である。厚生労働省がまとめた『平成25年国民生活基礎調査の概況』によると、日本の子どもの貧困率は16.3%であり、実数にすると約230万人以上の計算になる。特にひとり親世帯の貧困率54.6%は深刻であり、その割合は先進国の中で高い水準となっている。子どもの貧困が問題となるのは、経済的困窮が理由により、健康・発達の影響、虐待・ネグレクト、低学力、低い自己肯定感など、通常得られるモノが得られない「機会の不平等」が起きるからとされ、貧困の世代的再生産（世代間連鎖）につながることが危惧されている。子どもの貧困は社会的課題として認識される必要があるとともに、現場の保育者が貧困の現状をマクロな視点で理解することで、子どもとその家族が抱える生活課題や困難を的確に捉えることにつながるであろう。

3. 子どもの発達に関わる現代的課題

（1）マルトリートメント（不適切養育）と子どもの発達の影響

近年、児童虐待など子どもに対する不適切な養育により、子どもの発達に悪い影響を及ぼすことが分かってきている。マルトリートメント（不適切な養育）と子どもの発達の影響については、友田明美『子どもの脳を傷つける親たち』（NHK出版新書）が詳しい。特に、マルトリートメント（不適切な養育）によって「子どもの脳を物理的に傷つけ、学習欲の低下や非行、

保育・教育相談支援で求められる専門性

うつや統合失調症などの病を引き起こす」ことが明らかになっている（友田 2017）。例えば、体罰によって前頭前野が委縮したり、暴言によって聴覚野が肥大したりするなど、子どもの脳が変形し、受ける影響によって変形する場所が違ってくることが明らかになっている（友田 2017：68）。このような子どもに対する治療法について、友田は、支持的精神療法、（長時間）曝露療法、遊戲療法、「トラウマフォーカスト認知行動療法（TF-CBT）」、「眼球運動による脱感作と再処理法・（EMDR）」を紹介している。保護者に対する支援では、マルトリートメントと愛着障害が深く関わっていることから、「愛のこもった言葉のやりとりやスキンシップが必要なこと」も指摘している。また、PTG（Post Traumatic Growth：心的外傷後成長）という考え方方が出てきており、トラウマを受けた子どもに対して直接アプローチすることが必要であるとともに、年齢に応じた周りの適切な環境づくりの必要性も提起されている。

（2）発達障害児の現状と課題

2004（平成 16）年に成立した発達障害者支援法では、「発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」として定義されている。発達障害児に関する全国的な調査はないが、医師から発達障害と診断された子どもの数は、13万6,100人（2011年12月1日現在）となっており、成人を合わせた総数31万7,500人のうち、4割を超えていている。

滝川（2017：152）は、発達障害について「なんらかの精神発達のおくれをもち、それが生きにくさをもたらしているもの」と定義し、理解するためのポイントとして「おくれ」と「生きにくさ」をあげている。例えば、ADHDの子どもに対する支援については、①細かなステップバイステップで、達成（成功）の体験を積み重ねること、②ひとりではむずかしい課題や状況に対しては、アシストをして達成の体験へ導くこと、③本人が能動性の感覚を失わぬように留意すること、これらを粘り強く積み重ねることだとしている。

以上に述べてきたとおり、子育て支援が必要になってきた背景には様々な課題が存在することが分かる。赤瀬川（山本・白幡ほか 2011:41）は、子育ての悩みを生み出す様々な要因として、①「子どもの行動や障害等に関連するもの」、②「母親自身に関する要因」、③「父親に関する要因」、④「社会的な要因」に分け次のように整理している。「子どもの行動や障害等に関連するもの」には、親の期待通りに行動してくれないことへの焦りやいらだち、子どもの慢性疾患や障害、発達の遅れ、行動や障害などに関する要因をあげている。「母親自身に関する要因」には、心身の慢性的な疲れ、社会からの疎外感に対する不安と不満、多くの育児情報による混乱、相談相手や支えとなる人の不在、子育てへの自信のなさをあげている。「父親に関する要因」には、十分ではない父親の子育てへの参加、母親と父親の意識のギャップ、子育てに

参加しにくい社会環境をあげている。「社会的な要因」には、不十分な子育て支援に対する環境、子育てにかかる経済的な負担感の増大、ひとり親家庭の増加をあげている。これら「子育ての悩みを生み出す要因」からも分かる通り、子どもを中心とする様々な課題に対する認識と、その対応が保育・教育相談支援には求められている。

4. 近年の保育・教育相談支援に関わる政策動向

(1) 児童福祉法改正（2016年）が示す子ども・家庭の考え方

2017（平成29）年4月より、改正児童福祉法が施行された。今回改正された児童福祉の理念は、戦後すぐに出来た児童福祉法成立（1947年）以降初めての画期的な出来事であり、児童福祉を保障するための原理が明確になった。ここでは、子育て支援に関わる改正点を紹介したい。一つ目は、児童が権利の主体になったことである（同法第1条）。これまで児童は愛護されるべき存在として客観的に位置付けられてきたが、今回の改正では権利の主体として明確に位置付けられた。二つ目は、児童の最善の利益が明文化されたことである（同法第2条1項）。「児童の最善の利益」は、「児童の権利に関する条約」の条文として世界共通の価値として常識となっている。しかしながら、わが国の児童福祉法には、条約に批准した1994年から23年の歳月が経っており、「ようやく」という印象である。また、児童を育成する「第一義的責任は保護者」（同法2条2項）であることが明記されたが、国及び地方公共団体の育成責任（同法2条3項）と保護者支援（同法3条の2）も注目すべき点である。母子保健の分野では、「子育て世代包括支援センターの法定化」が2018（平成30）年を目途に設置されるようになる。「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供するねらいがあり、母子保健施策の中に「児童虐待の発生予防・早期発見」が明記された。その他には、市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化が図られるとともに、要保護児童に対する積極的な連携・協力が求められるようになった。

(2) 3法令（『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』）改定における子育て（の）支援

2017（平成29）年の改定では、『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の3法令が初めて同時改定された。その最も中心となるテーマは、「日本の幼児教育施設」として3施設を明確に位置付け、「保育・幼児教育の質と内容を揃えていこう」とする画期的なものである。今回の改定では、幼稚園、保育所、認定こども園における「幼児教育において育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」⁴⁾が明確に示されており、わが国の「目指すべき？子どもの姿」が統一された。一方、「子育て

保育・教育相談支援で求められる専門性

表2 3法令の「子育て（の）支援」記載内容整理表（筆者作成）

	『幼稚園教育要領』	『保育所保育指針』	『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』
明記されている章	3章教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項	第4章子育て支援	第4章子育ての支援
ねらい	記載なし	○全ての子どもの健やかな育ちの実現 ○子どもの育ちを家庭と連携して支援すること ○保護者や地域の子育てを自ら実践する力の向上	○子どもの利益を最優先して行うもの ○子どもの育ちを家庭と連携して支援すること ○保護者や地域の子育てを自ら実践する力の向上
子育て（の）支援に関する計画作成有無	○障害のある児童等に対する教育支援計画の作成（第2章） ○教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成すること	記載なし	子育ての支援等に関する全体的な計画を作成すること
入園児童に対する子育て（の）支援	(2) 教育時間の終了後等に…地域の人々と連携するなど…多様な体験ができるようする (3) 家庭との緊密な連携を図るようにするなど…保護者が、幼稚園と共に児童を育てるという意識が高まるようする… (4) 地域の実態や保護者の事情…児童の生活を踏まえた実施日数や時間などの彈力的な運用	(1) 保護者との相互理解 ア 日常保育の様々な機会の活用 イ 保護者の積極的な保育活動の参加 (2) 保護者の状況に配慮した個別の支援 ア 保護者への配慮と子どもの福祉の尊重 イ 障害児などへの対応 (3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援 ア 児童不安等を抱える保護者への対応 イ 要保護児童対策地域協議会や通告など	1 日常保育の様々な機会の活用 2 保護者の積極的な教育・保育活動の参加 ※ 住民の子育て実践力の向上と継承 3 全ての保護者の相互理解 4 保護者への配慮と園児の福祉の尊重 5 園児の心身の負担に配慮する彈力的運用 6 障害児などへの対応 7 外国籍家庭などの対応 8 児童不安等を抱える保護者への対応 9 要保護児童対策地域協議会や通告など
地域の保護者に対する子育て支援	地域における児童期の教育のセンターとしての役割	支障がない限りにおいて…積極的に行うよう努める	必要と認められるものを適切に実施すること。
全体の特徴	子育ての支援としてのねらいの記載はなく教育時間の終了後等に行う取り組みとして位置づけられている。保護者としての具体的な支援方法などの記載は最も少ない。	保育園の保育業務などの支障がない限りにおいて、子育て支援を積極的に行うように位置付けられている。保護者としての具体的な支援方法の記載が細かく記載されており、今回大綱化の影響で整理された。	ほとんどの記載内容は保育指針から用いられているが、地域の保護者に対する子育ての支援については義務となり保育所との差がある。また、教育要領からは全体的な計画に子育ての支援を位置付けられるなどの記載がある。

出典：平成29年改定『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』より抜粋

支援」に関する項目（表2参照）では、教育要領や教育・保育要領において「子育て“の”支援」と表記されていることからも分かる通り、保育指針の「子育て支援」との意義の違いを出した意図⁵⁾が感じられる。

「教育要領」で示している「子育ての支援」では、中央教育審議会幼児部会において議論はされていたものの、具体的な改正には至っておらず、「子育ての支援」という文言を用いて2008（平成20）年改正の内容をそのまま踏襲している。2008（平成20）年教育要領では、「3章教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」に記載されており、子育ての本来の在り方を啓発する場、子育ての悩みや経験を交流する場、地域の子育てネットワークづくりをする場などの機能を持った「児童期の教育のセンター」が掲げられている。

「保育指針」では、大綱化を改正の方向性としており、これまでの「第6章保護者に対する子育て支援」を「第4章子育て支援」に改め、新たに①保育所における子育て支援に関する基本的事項、②保育所を利用している保護者に対する子育て支援、③地域の保護者等に対する子育て支援を柱に整理された。社会保障審議会児童部会保育専門委員会では、保護者・家庭と連携して支援していくこと、保育ニーズの多様化、特別なニーズを有する家庭への支援など、より積極的な保護者支援の記載がされた。また、発生予防、発生時の迅速・的確な対応、保育所におけるソーシャルワークの機能、地域における子育て支援事業との連携について検討されており、「教育要領」より具体的な役割が盛り込まれている。

本田和隆

『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』では、「第4章子育ての支援」として独立した章として示された。教育・保育要領では、認定こども園法に基づいて、「在園児および地域の保護者に対する子育ての支援」が義務づけられた。また、「子どもの利益を最優先して行い、保護者の自己決定を尊重すること」、「保護者と園とが協力して、子どもの育ちを支えていく関係を築くこと」、「園の特色を活かした子育ての支援をすること」、「園がもつ地域性や専門性などを十分に考慮して地域で必要と認められるものを実施すること」などが示された。

以上、2017（平成29）年公示の3法令改正による「子育て（の）支援」の概要について紹介した。保育・教育相談支援の専門性を考える上で、今回気になった点は「3法令の違いと共通点」「子育ての支援の責務」「子育て支援の実施者」である。一つ目は、3法令の温度差があるということである。教育要領における「子育ての支援」の記載が他の保育指針や教育・保育要領に比べて少ないことである。教育・保育要領では、地域の子育て支援の取り組みが義務となっている一方、保育指針では「努める」という言葉を用いられており、地域における子育て（の）支援の責務に差が生じていることがわかる。二つ目は、保育現場における相談援助機能の量と質の問題である。教育要領や保育指針を改正するための会議では、子育て（の）支援の重要性やソーシャルワーク機能についてそれぞれ議論されてはいるものの、誰がするのかは明確になっていない。

（3）その他厚生労働省・内閣府の動き

前述した児童福祉法改正や保育指針改正の文脈（無藤・汐見2017：66）において、「地域包括ケア」といった言葉が出てくるようになった。「地域包括ケア」は、「地域の様々な社会資源を用いて高齢者の孤立化や介護予防を図る」ことを目的に、高齢者福祉分野で使われてきた経緯がある。しかし、近年の国の政策動向からは、多様で複雑な福祉ニーズ、マンパワーの不足などを背景に、児童家庭福祉分野においても「地域包括ケア」の用語が用いられてきている。母子保健施策で登場する「子育て世代包括支援センター」は、その端緒となる取り組みであろう。

今回、厚生労働省で進められている「新福祉ビジョン」（2015年9月）、「一億総活躍プラン」（2016年6月閣議決定）、「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」（2016年7月）の改革の動向は、保育・教育相談支援に関わる専門職としても見逃せない動きである。これまでの福祉専門職は、子ども、高齢者、障害者、低所得者など、対象分野別の制度に基づいた相談機関や社会福祉施設に配置され、それぞれの役割を担ってきた経緯があるが、今回の改革のテーマは、「全世代・全対象型地域包括支援」「地域共生社会」に拡張することが目指されており、それに対応出来る専門職養成も検討されている。

「新福祉ビジョン」（2015年9月）における現状と課題では、①「家族・地域社会の変化に

保育・教育相談支援で求められる専門性

伴い複雑化する支援ニーズへの対応」、②「人口減少社会における福祉人材の確保と質の高いサービスを効率的に提供する必要性の高まり」、③「誰もが支え合う社会の実現の必要性と地域の支援ニーズの変化への対応」を示しており、それらの課題に対応して①「分野を問わず、地域の実情に合った新しい地域包括支援体制の確立」②「生産性の向上と効率的なサービス提供体制の確立」③「総合的な福祉人材の確保・育成」をあげている。地域の全世代に対応した新しい専門職像として、「複合的な課題に対する適切なアセスメントと、様々な支援のコーディネートや助言を行い、様々な社会資源を活用して総合的な支援プランを策定することができる人材」、「福祉サービスの提供の担い手として、特定の分野に関する専門性のみならず福祉サービス全般についての一定の基本的な知見・技能を有する人材」があげられている。

「一億総活躍プラン」（2016年6月閣議決定）では、「介護離職ゼロの実現」に向けた対応策「地域共生社会の実現」として「医療、介護、福祉の専門資格について、複数資格に共通の基礎課程を設け、一人の人材が複数の資格を取得しやすいようにすること」、「医療、福祉の業務独占資格の業務範囲について、現場で効率的、効果的なサービス提供が進むよう、見直しを行うこと」が明記されている。また、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、それぞれ役割を持って活躍できる「地域共生社会の実現」を掲げている。

『『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部』（2016年7月）は、前述した「一億総活躍プラン」で示された「地域共生社会」の具体化を図る組織であり、医療・福祉職の複数資格に共通の基礎課程を創設することを検討している。検討対象にあがっている医療・福祉資格は、看護師、准看護師等8つの医療職と、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士であるが、具体的には、人材不足が指摘されている保育士と介護福祉士、および介護福祉士と准看護師に焦点が当てられている（仁木 2017：77）。

保育・幼児教育分野では、「認定こども園化」に向けて、保育士と幼稚園教諭の両資格を持つことが念頭に置かれていたが、今後は対象・分野を超えた専門性を身に付けることが議論されていることは注視しておきたい。また、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の主体性や住民同士のつながりも視野に入れる必要があり、専門資格だけではなく「そもそも専門職としての役割とは何か」についても見直す必要が出てきている。

5. 保育・教育相談支援に求められる専門性

これまで子育て支援に関わる現代的課題と近年の政策動向について述べてきた。現代的課題では、毎年増加している児童相談所虐待処理件数が象徴的であり、その背景には核家族化、働き方、子どもの貧困、子どもの障害、保護者自身の問題など、多様で複雑な福祉ニーズがある

ことを言及した。また、近年の政策動向では、児童福祉法改正、3法令改正、厚労省・内閣府の動きを紹介し「画期的」な新たな動きや考えについて述べてきた。これらのことと踏まえ、「今後、保育・教育相談支援に求められる専門性¹⁾」について、「普遍的な価値」、「専門的知識」、「技能」の3つの視点に分けて述べたい。

（1）保育・教育相談支援に求められる普遍的価値

保育・教育相談支援において、どこでも・誰に対しても通用する専門職としての基本的考え方である。子育ての悩みを生み出す様々な要因を踏まえ、子どもや保護者をどのように捉えどのように導いて支援するのか。子どもや保護者を取り巻く地域社会はどうあるべきなのか、についての基本的な考え方であり、専門性の中で最も重要な構成要素である。保育・教育相談支援に求められる普遍的価値には、児童福祉法における理念や原理・原則、保育指針、保育・教育要領などの内容があげられる。

平成28年の児童福祉法改正により、新たに児童が権利の主体であること（第1条）、児童の最善の利益が優先されること（第2条）が明記された。児童に関わる全ての場面において児童を中心に置き、児童にとって最も利益になる選択をする必要がある。また、児童を育成する「第一義的責任は保護者」（同法2条2項）にあるが、国及び地方公共団体には育成責任があること（同法2条3項）、国及び地方公共団体は保護者を支援しなければいけないこと（同法3条の2）が明記された。産んだ子どもを保護者が責任持って育てることは当然であり、それが出来なければ保護者に対して適切な指導が必要になる時もある。しかし、合わせて自治体の責任を問うことも重要である。子どもの貧困問題に対する具体的な解決がなされていない現状がある中で、所得の低い高齢者に支給される「臨時福祉給付金」（年間3600億円）の法案はあっさり通り通ることがあった。

前述した保育指針や教育・保育要領における「子育て（の）支援」では、幼児教育施設としての特性を生かすとともに、「保護者との相互理解」「保護者の状況に配慮した個別の支援」「不適切な養育等が疑われる家庭への支援」「地域に開かれた子育て支援」「地域の関係機関等との連携」を求めている。今回新たに加えられたのが保育所や認定こども園の日々の「保育や行事などに保護者も積極的に参加してもらう」という項目である。保育の活動に積極的に参加してもらうことによって、保護者自身が気付きを得たり、子育てする実践力を向上させたりすることが出来る。また、認定こども園では、保護者だけではなく、「地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながるきっかけ」も意図しており、地域における子育て文化の醸成と継承が目指されていることがわかる。

保育・教育相談支援に携わる専門職は、普遍的価値を軸に実践する必要があり、地域社会に向けて発信していく役割もある。いつでも・どこでも通用する普遍的価値を持つ専門職だから

保育・教育相談支援で求められる専門性

こそ、誰をも排除せず、一貫した考えをもって子どもを育むことができるのである。

（2）保育・教育相談支援に求められる専門的知識

「虐待のリスク要因」、「子どもの貧困の現状」、「不適切養育による子どもの発達への影響」、「発達障害の特性」など、子どもや児童家庭福祉に関する幅広い体系的な知識である。先に述べた子育て支援が必要な背景には、日本のほとんどの世帯が核家族であるとともに、親になる準備が出来ないまま子どもを持つケースが多くなってきてている。また、父親の育児参加や周りのサポートが得られない状況に加え、多くの育児情報による混乱など、子どもに対する知識や子育て方法がうまく伝達出来ていない社会状況である。そのため、専門職である幼稚園教諭や保育士が中心となって、子どもに対する正しい知識を保護者や地域社会に向けて発信することが求められている。

山田は、児童家庭福祉に携わる福祉職として、人と環境の双方を理解するために、①環境としての社会を理解するための知識、②子どもや家族等の利用者（対象）を理解するための専門知識、③援助実践を支える専門技術（ソーシャルワーク）に関する知識、④社会資源（法律・制度、地域の社会資源や諸制度・サービス等）に関する情報をあげている（千葉・山田 2016：234）。①社会を理解するための知識としては、社会現象や社会問題、その背景（歴史・文化）を学ぶとともに、一般常識やモラル、一般教養などがあげられる。②子どもや家族を理解するための知識として、発達的、心理的、情緒的、行動的側面からの理解、家族の役割・機能や家族関係に関する理解、病気や障害についての知識である。③援助実践を支える専門技術として、社会福祉援助技術があげられる。個人や家族を中心とするクライエントシステムに働きかけを行っていくケースマネジメントやネットワーキングの技法などである。④社会資源に関する情報は、公的な社会福祉サービスや地域で活用可能な社会資源・サービスメニューである。専門職は常に社会状況の変化を捉えておくとともに、度々改正される法律や自治体の行政計画などには常に目を向けておかなければならない。

（3）保育・教育相談支援に求められる技能

実際の現場における保護者対応、対人援助として重要なバイスティックの7原則や面接の技法などを実践できる能力である。また、その時の「人」「問題」「状況」の個別性に応じて、保護者対応できるかどうかである。先に述べた「専門的知識」を単に理解しているだけではなく、児童福祉法の理念や教育要領、保育指針、教育・保育要領に基づいて目の前の子どもや保護者に対して実践できるかどうかが問われることになろう。ここで求められる能力は、コミュニケーション能力、対人関係形成力、判断力、分析・考察（洞察）力なども含まれるが、具体的な技法・技術である「ソーシャルワーク」や「カウンセリングマインドを持つこと」がこれまで度々

言及してきた。しかし、保育指針や保育・教育要領の改正を議論する際には、「ソーシャルワーク」という言葉が用いられているのに対し、教育要領の教育課程部会幼児教育部会では全く使用されておらず、「保育者として何をするのか」といった具体的な実施内容を検討することに力が注がれている。保育・教育要領の検討会議の議事録から読み取ると、「ソーシャルワーク」という言葉で漠然と保護者支援を捉えることよりも、保育者の具体的行動（業務）に力点を置いた議論になっている。

また、3法令改正の新たな特徴として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（10の姿）⁴⁾を示したカリキュラムマネジメントが求められることになった。「育みたい資質・能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識して、子どもの発達や生活を見据えた「全体的な計画」を作成することも義務づけられた。施設全体のP D C A サイクル（計画→実践→評価→改善）を回していくこと、定期的に保育・教育を評価すること、計画自体を評価することが求められている。保育・教育相談支援を実施する際には、このカリキュラムマネジメントをもとに保護者に対する教育相談をすることが求められるだろう。ただ、吉葉研二（2017：41）が指摘するように、子どもを理解する上で「評価」の視点が入り、「評価のための子ども理解」「評価ありきの子どもの理解」になることには注意しなければならない。今回3法令で統一された「子どもの10の姿」のみを指標として、子どもの成長を判断し、保護者対応することは注意したい。教育要領、保育・教育要領では、「子育ての支援」を施設の全体的な計画の中に盛り込むようになっている。

（4）新たに求められる可能性がある専門性

これまで、要保護児童などの困難なケースについては児童相談所が中心となって担ってきた経緯があるが、児童福祉法改正（2016年）によって、困難なケースであっても市町村・家庭児童相談室に送致される場合があることが明記された。このことは、市町村レベルのより身近な自治体が中心となって困難ケースを扱うことが多くなることが予想され、幼稚園や保育園の役割も期待されている。第22回日本虐待防止学会において峯元耕治弁護士（大阪弁護士会）による虐待事例の調査によると、「支援ケースと介入（分離等）ケースを明確に区別することの難しさ」が事態を深刻にさせていると問題提起している。具体的には、「児童相談所、要対協、関係機関のアセスメントの誤り」「不安に感じながらも、支援的アプローチにこだわったり、保護者との信頼関係が壊れること、大ごとに発展することを恐れて、各機関が抱え込んでしまう」「要対協にかかりながら、実務者会議等において、協働アセスメント・プランニングが行われず、主担当機関に任せてしまいアセスメントの誤りや対応の遅れとなるケース」「児童相談所、要対協が重大ケースのリスク要因を認識しながらも、不安を放置、また対応の遅れ、後手に回ること」「重大ケースのリスク要因の存在が疑われるにも関わらず、十分な情報がな

保育・教育相談支援で求められる専門性

いたためにグレーゾーンとして位置付けられ対応が後手になること」「保護者のアクセス拒否、攻撃性等により手詰まりとなり、対応が後手になること」である。このことからも、幼稚園や保育園であっても、子どもや家庭の状況を見て、支援ケースか介入ケースかを見極める力を求められ、要保護児童に関する予防からその後のフォローまで、継続した支援が出来る知識や能力を持っておく必要があることがわかる。

次に「乳幼児の対象を超えた専門性」についても問われている。山縣文治は、「子ども家庭福祉分野のソーシャルワーク実践においては、広がりという横軸と、時間という縦軸の双方から包括性を捉えることが重要」(山縣 2017:15) と述べている。これは「子どもから大人になるまで」を見ないと、保育・幼児教育の効果を評価できないという考え方からきている。今回の3法令改正や第四次安倍政権において進められている「幼児教育無償化」の背景には、将来的に非認知能力などを備えた「自立した大人像」を目指しており、幼児教育の実施内容や政策面の評価においても長期的視点が必要になってきている。また、「新福祉ビジョン」で掲げられているように、保育・幼児教育現場においても、福祉制度の枠組みで対象を捉え、支援していくには限界があり、多様で複雑な福祉ニーズを適切にアセスメント出来る力が必要になってくるであろう。例えば、精神疾患を抱えている保護者の事例、子どもの貧困の事例、ダブルケアの事例（育児と介護を同時に抱えた世帯）などがあげられ、「保育の専門性」では対応できないケースが出てきている。保育園を利用する保護者が介護も育児も行っている場合、保育者には介護の知識や大変さを理解することが求められるし、認知症の早期発見・早期対応に寄与できることがあるかもしれない。保育者自身が介護保険制度の説明が出来なくても、身近な相談窓口である「地域包括支援センター」を紹介出来る力が必要になってくる。

今後全世代対応の地域包括ケアを目指すのであれば、それぞれの制度から要支援家庭を把握し支援するのではなくて、「個人や家族のニーズ」を正確に捉えた上で支援できることが求められる。ただ、地域の多様な福祉ニーズを抱えた家庭に保育者だけで対応することは困難である。ダブルケアや子どもの貧困問題など、多様な福祉ニーズに対しては、多様な専門職と専門機関が関わるべきである。特に福祉職は最も生活者に近い位置にいるため、子どもや保護者の代弁者となり、様々な専門職や専門機関の先導役としてコーディネートすることを求める。

最後に、「施設長の責務と専門性の向上」をあげておきたい。今回の3法令改正においては、幼児教育施設としての運営管理面が強化されるようになった。幼児教育施設として資質・専門性を向上させるために、日頃から、保育者がお互いに勉強し合うことや、さまざまな方法で自主的に学ぶことが必要であり、キャリアパス（キャリアアップの道すじ）を見据えた体系的な研修計画の作成が求められている。具体的には、園内研修での事例検討や、外部研修に参加することがあげられ、施設長は職員が積極的に学ぼうとする意識作りや学びやすい雰囲気づくりをつくることが求められている。日々の教育・保育の評価、現場のリスク管理はもちろんのこ

と、要保護児童のケースなど、保育・幼児教育現場における運営管理能力の重要性も増している。

6. まとめー今後の保育者養成に向けての課題

実際に起きている社会的問題や教育要領、保育指針などの改正の議論を考えると、「子育て（の）支援」が求められていることは自明となっており、積極的議論がされていることがわかる。しかしながら、幼稚園や保育園は、「子育て（の）支援」をするためだけの施設ではなく、中心的役割は、日々の教育・保育であり、「地域に開かれた子育て支援」を目指されているような子育て文化の醸成などは大変難しい。出来ていることは保護者の相談対応だけであり、その他の「子育て（の）支援」の活動はまだ十分ではないし、家庭に介入するにも限られている。一方、認定こども園は「地域における子育て支援」が義務化されており、保育も教育も子育て支援も積極的にすることが求められている。今回、保育指針改正の議論において保育現場にもソーシャルワークが出来る職員を配置することが意見として出されていたが、まだまだ現実的ではない。実際には、施設にいる保育者が通常の教育・保育や事務作業に加え、相談援助業務を実施している。

本稿では、近年の子育て支援に関わる現代的課題と近年の政策動向に触れながら、今後求められる保育・教育相談支援の専門性についてまとめた。残された課題は、今回述べた専門性を「保育者養成校においてどのように身に付けるか」である。本学では、「保育相談支援」「家庭支援論」「相談援助」といった科目を開講しているが、短期大学の2年間で実際に保護者対応出来る人材を育成するには難しいと感じている。実習現場においても保育の指導計画などが中心となっている現状である。二年間で保育・教育相談支援の専門性を身につけることは困難であり、卒業後の自己研鑽は欠かせないであろう。今後の研究課題として、実際の保育・幼児教育現場で求められる専門性を検討しつつも、保育者養成校の課題、短期大学が担える範囲、卒業後の継続的な学びのためにどのような素地を持っておくべきかについて明らかにしていきたい。

＜注＞

- 1) 『大辞林』（三省堂）の言葉を借りると、「専門職とは、普遍的な価値観に基づいて高度な専門知識や技能を持って実践できる特定の職種」と言える。
- 2) 労働政策研究・研修機構の調査によると、2016年の時点では専業主婦世帯 664 万世帯、共働き世帯 1129 万世帯という結果になっている。1980年の時点では、専業主婦世帯の方が約2倍ほど多くいたが1990年代に逆転して現在の数値となっている。
- 3) 「平成23年度全国母子世帯等調査」によると、2006（平成18）年の調査では、母子世帯 123.8 万世帯、

保育・教育相談支援で求められる専門性

父子世帯 22.3 万世帯になっており増加傾向にある。ひとり親全体でみると、8割以上が母子家庭となっている状況は変わっていない。

- 4) 今回の 3 法令改定では、「幼児教育において育みたい資質・能力」の 3 つの柱:「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性」が提示されているとともに、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10 の姿):「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」が統一して示されている。
- 5) 中央教育審議会教育課程部会幼児教育部会において、「幼稚園教育要領は『子育ての支援』なので、『の』を入れてもらいたい」、「これまで教育要領で記載してきたスタンスを受け継いでいくべき」、「『子育て支援なのか子育ての支援なのか曖昧になってきてている』などの発言がされており、これまで通り「幼稚園教育要領」には「子育ての支援」が用いられている。

<引用文献>

- 千葉茂明・山田利子編 (2016) 『児童・家庭福祉論』みらい
伊達悦子・辰己隆・加藤悦雄ほか (2015) 『保育士をめざす人の児童家庭福祉』みらい
厚生労働省 (2015) 『誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現ー新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー』
内閣府 (2016) 『ニッポン一億総活躍プラン』
滝川一廣 (2017) 『子どものための精神医学』医学書院
友田明美 (2017) 『子どもの脳を傷つける親たち』NHK 出版新書
山縣文治 (2017) 「子ども家庭の抱える課題とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』43(1) pp5-16.
山本伸晴・白幡久美子 (2011) 『保育士をめざす人の家庭支援』みらい
山縣文治・柏女靈峰 (2016) 『社会福祉用語辞典』ミネルヴァ書房
吉葉研二 (2017) 「保育における子ども理解と評価の関係についての考察」『臨床教育学研究』5, pp41-49.

<参考文献>

- 秋田喜代美・小西祐馬・菅原ますみ編 (2016) 『貧困と保育』かもがわ出版
フジテレビ (2017) 「サザエさん」(<http://www.fujitv.co.jp/sazaesan/intro.html> 2017年9月9日)
井村圭壯・今村慶宗編 (2017) 『保育実践と家庭支援論』勁草書房
厚生労働省 (2017) 「地域力強化検討会最終とりまとめー地域共生社会に向けた新しいステージへ」
峯本耕治 (2016) 「実践に役立つ法律知識②～機関連携における個人情報保護、アセスメントや支援の実際」『日本虐待防止学会配布資料』(日本虐待防止学会大阪大会)
無藤隆・汐見稔幸編 (2017) 『幼稚園教育要領 保育所保育指針 認定こども園教育保育要領はやわかり BOOK』学陽書房
二木立 (2017) 『地域包括ケアと福祉改革』勁草書房
太田光洋 (2016) 『保育・教育相談支援』建帛社
(社)保育教諭養成課程研究会 (2016) 『平成 28 年度幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムの開発に向けた調査研究ー幼稚園教諭の資質能力の視点から養成課程の質保証を考えるー』
柴田悠 (2016) 『子育て支援が日本を救う』勁草書房